

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

2023年11月号 (Vol.34)

米国による Wire Fraud 規制について

I. はじめに

II. Wire Fraud の主要な構成要件・罰則

III. 具体例

IV. 結語

森・濱田松本法律事務所

弁護士 井上 淳

TEL. 03 6266 8566

atsushi.inoue@mhm-global.com

弁護士 御代田 有恒

TEL. 03 6266 8989

[aritsune.miyoda@mhm-global.com](mailto:aritisune.miyoda@mhm-global.com)

弁護士 千原 剛

TEL. 03 5223 7798

go.chihara@mhm-global.com

外国弁護士 高松 レクシー

TEL. 03 6266 8788

lexi.takamatsu@mhm-global.com

弁護士 菊池 春香

TEL. 03 5293 4907

haruka.kikuchi@mhm-global.com

I. はじめに

2020年6月、複数のメディアやマーケティング会社から賄賂を受領した疑いで米国において起訴されていたブラジル及びパラグアイのサッカー連盟の元会長らについて、米国の裁判所は、Wire Fraud（通信詐欺）の罪で有罪と判断しました。この事案では、贈賄の当事者は米国に関するビジネスへの関与¹がなかったにも関わらず、これらの贈賄行為が「米国の銀行口座を通じて支払われた」（wire money from a United States bank account）こと等を理由に、米国の Wire Fraud の罪の適用を認めたことが注目されます²。

米国当局による米国外での米国法の執行（いわゆる「域外適用」）は、これまでも海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Prevention Act：「FCPA」）の違反等において典型的に見られるように、数多くの場面で問題となってきました。上記のケースは、米国外の人々・企業や、米国外で行われた実行行為への Wire Fraud の域外適用が問題となり得ることを明らかにしたものです。本ニュースレターでは、こうした Wire Fraud の罪の構成要件や、日本企業が注意すべきポイントについて、具体的な事例も踏まえて解説します。

日本では聞き慣れない用語ですが、Wire Fraud とは、「虚偽又は詐欺の申告、表示、約束によって金銭、財産又は誠実な役務を詐取し又は取得するため、計画若しくは計略

¹ 上記事案において問題となった元会長らによる一連の行為は、南米サッカー連盟が主催するコパ・リベルタドーレス等の主要な国際試合の放映権を獲得することを目的として、メディアやマーケティング会社から元会長らに対して賄賂の支払が行われたものになります。

² United States v. Napout, 963 F.3d 163 (2020)

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

を企て、又は企てる意図を有する者」が、「当該計画や計略を実行する目的で、州際又は国際通商において、電信、テレビ、ラジオを手段として、文書、記号…を伝達し、又は伝達させ」ることを処罰するものです。

Wire Fraud の起源は 1872 年に郵便法が制定されたことに遡ります。当時の米国では、整備が進んだ郵便網を利用した詐欺が横行していたため、郵便制度の高潔性を維持する観点から、Mail Fraud（郵便を使用した詐欺）が犯罪として定められました。その後、郵便以外の通信手段が多様化したことを受け、1952 年、通信法の改正により、通信制度の高潔性を維持する目的で、郵便以外の様々な通信手段を利用した詐欺 (Wire Fraud) が犯罪として追加されました。

近年、当初の立法目的を超えるような形で、これらの罪の適用範囲が拡大されており、今では、米国検察当局も「迷ったら、通信詐欺で起訴を」と述べるまでになっている状況です。上述のとおり米国外で行われた、米国民の関与が認められない詐欺行為であっても、米国の銀行口座が使用されたという理由で処罰された例もあります。日本企業にとっても、不意打ち的に米国当局から Wire Fraud に関して自社や社員が調査対象となるような事態を防ぎ、前もって適切なコンプライアンス体制を構築する観点から、Wire Fraud についてその内容を把握しておくことが必要といえます。

II. Wire Fraud の主要な構成要件・罰則

1. 主要な構成要件

Wire Fraud の主要な構成要件は、以下のとおりです。（なお、Wire Fraud と Mail Fraud は、基本的には、利用される手段が電子通信か郵便かが異なるのみであり、その他の要件に関して差異はありません。）

- ① 金銭、財産又は誠実な役務を詐取する計画の企図
- ② 計画を実行する目的での電子通信の使用
- ③ 欺く意図

以下、それぞれの構成要件の具体的な内容を説明します。

(1) 金銭、財産又は誠実な役務を詐取する計画の企図（上記①）

Wire Fraud が成立するためには、「金銭、財産又は誠実な役務」を詐取する計画が企図されたことが必要となります。詐取の対象となる「財産」には、有形財産だけでなく無形財産も含まれること、詐取の対象として日本法では馴染みのない「誠実な役務 (Honest Services)」という概念が含まれていることから、日本法の詐欺罪においてイメージされるよりも相当広い内容が Wire Fraud の適用範囲として想定されていることに注意する必要があります。以下、具体的に説明します。

まず、金銭及び有形財産の詐取の例としては、一般にイメージしやすい保険金詐欺、偽計による融資の申込み、投資詐欺等が挙げられます。

次に、無形財産の詐取としては、欺罔行為により政府の徴税権や、企業の業務上

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

の秘密情報を独占的に使用する権利を侵害する行為が挙げられます。前者の例としては、密輸により税の支払いを免れる場合が典型的な場面として挙げられます。後者の例としては、経済紙で金融に関するコラムを執筆していた者が、このコラムが株価に影響を与えることを利用し、公表に先立って、取り上げる会社の株式を購入し、利益を得ていた事案において、経済紙を発行する会社が、当該機密情報を保持し、公表前に情報を排他的に使用する権利という無形財産を詐取したとして、Wire Fraud の成立を認めた事例があります。

最後に、「誠実な役務」の詐取とは、贈収賄やキックバックを支払う行為を指しません。例えば、公務員に対する賄賂やキックバックの支払が行われた場合、当該支払により、政府との関係で信任義務を負う公務員による「誠実な役務」が詐取されたとして Wire Fraud が成立するとされています。

このように、日本法では「詐欺」ではなく、むしろインサイダー取引や贈収賄のような異なる犯罪類型として整理されるような行為についても、Wire Fraud の対象になり得る（かつ、その立証の容易さから、むしろ米国当局において Wire Fraud として積極的に訴追する傾向が見られる）ことに注意が必要です。

なお、本要件との関係では、金銭、財産又は誠実な役務を詐取する計画が企図されていたことが立証されれば足り、当該計画が実現不可能なものであったことや、結果的に当該計画の実行が失敗に終わったことは、Wire Fraud の成立を妨げるものではないとされています。

また、Wire Fraud の条文上は規定されていないものの、金銭等の詐取に向けた欺罔行為は、重要な点に関して行われることを要すると考えられています。ただ、被害者が実際に騙されたことや、被害者に損害が発生したことまでは必要なく、また、（合理的な判断能力を有する一般人であれば欺罔に陥らないような内容のものであったとしても）個別の事案において被害者が欺罔に陥っていた場合には、重要な点に関する欺罔行為が認められると一般に解されています。そのため、被害者が特に騙されやすい者であった又は無知であったとしても、また、逆に被害者が容易には騙されないほど賢明であったとしても、それらの事情は抗弁にはならないとされています。

(2) 計画を実行する目的での電子通信の使用（上記②）

Wire Fraud において想定されている「電子通信」には、条文上ラジオやテレビのほか、電話、ファックス、メール、チャット等の広範な通信手段が含まれ、現代社会において通常想定される通信手段はほぼすべてが Wire Fraud における電子通信においてカバーされると思われます。

Wire Fraud が成立するためには、これらの電子通信が、上記(1)の計画を実行する目的で、州又は国を跨いで、使用される必要があります。なお、電子通信の使用は、計画の重要な要素であることまでは必要なく、計画の重要な部分に関連していれば足りると考えられています。また、電子通信の内容それ自体が犯罪を構成するようなものであること（典型的には、被害者に対する欺罔行為が電子通信により行われ

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

るケースが考えられます。)は必要なく、例えば、被害者からの照会や苦情に対応するために行われた通信であっても、それが計画の重要な部分に関連していれば Wire Fraud における電子通信の使用に含まれます。

また、Wire Fraud における電子通信の「使用」は、行為者が自ら電子通信を使用する場合に限らず、通常のビジネスの過程において第三者により電子通信が使用される場合や、第三者による電子通信の使用が合理的に予想できる場合にも成立するとされている点に留意が必要です。

(3) 欺く意図 (上記③)

Wire Fraud が成立するためには、主観的要件として、行為者が欺く意図を有している必要があります。この意図は、状況証拠に基づく客観的な事情による立証が可能とされています。また、行為者が意図的に真実を無視したり、真実に関して無関心であったという場合にも、欺く意図が認められています。

一方で、行為者自身が、自らの説明が虚偽であることを認識していなかった場合、究極的には被害者には害がないと信じていた場合等 (つまり、自らの行為が欺罔行為に該当するとは認識していない場合) には、行為者に欺く意図が認められず、Wire Fraud は成立しないとされています。

2. 罰則

Wire Fraud に関する刑罰として、個人に対しては、最長 20 年の拘禁刑又は 25 万ドル以下の罰金刑 (併科あり)、法人に対しては 50 万ドル以下の罰金刑が定められています。Wire Fraud の被害者が金融機関である場合等や、災害等に関連して Wire Fraud が行われた場合については、最高刑が引き上げられ、拘禁刑は最長 30 年、罰金刑は 100 万ドル以下となります。また、これらの罰則に加え、被害者の原状回復や犯罪収益の没収等が命じられることがあります。

Ⅲ. 具体例

上記のとおり、近時の米国当局の傾向として、Wire Fraud による刑事訴追を積極的に行っているということがあります。DOJ が非米国人や法人に対して、Wire Fraud に関する訴追や調査を行った具体的なケースのうち、主なものは以下のとおりです。

インサイダー情報の漏洩の事案：

携帯通信機器販売企業の社長兼 CEO による携帯通信機器に関する機密情報の有償でのリークが行われ、リークされた機密情報に基づいてアナリストが作成したレポートにより、当該携帯通信機器の製造業者の株価に影響があったとされた事案です。米国当局は、インサイダー取引規制の違反ではなく、機密情報の漏洩が電子通信を利用し

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

て行われたことに基づき、Wire Fraud として、社長兼 CEO に対する訴追を行いました。これは、インサイダー取引の法律よりも広範であり、被告が売った機密情報の重要性を立証する必要がないためです。

英国会社における会計不正の事案：

英国の会社の CFO が、同社において会計不正を行っていたとされた事案です。米国の大手テクノロジー企業による同英国会社の買収後に判明した上記会計不正につき、英国会社における会計不正の過程において、不正に操作された財務内容が電子メール、電話、ビデオ会議などで米国に伝達されていたことに基づき、米国当局は英国会社の CFO と他の関係者を Wire Fraud で訴追しました。

第三国での贈賄の事案：

米国に拠点を有する NGO の役員が、商業上の便益を得る目的で、中国企業の代理人としてアフリカの複数国の指導者に対して賄賂の支払を行ったとされた事案です。米国当局は、アフリカへの贈賄が、米国銀行のコルレス口座を経由する電信送金によるドル建て取引により行われたことに基づき、Wire Transfer で訴追しました。

基準不適合製品の販売の事案：

製造された製品が顧客仕様を満たさないものであったにも関わらず、偽造したテストデータの提供により、当該製品を米国の顧客に販売したとされた事案です。米国当局は、米国の顧客に対するテストデータの提供が、電子通信により行われたことに基づき、Wire Fraud で当該製造業者に対する訴追を行いました。

IV. 結語

以上のとおり、Wire Fraud は、極めて適用範囲の広い規制として執行されている実態があります。現代社会においては、業種を問わず、ビジネス上行われるあらゆるコミュニケーションが電子メールに代表される電子通信を使用して行われていることを考えると、Wire Fraud の適用の契機となる「電子通信の使用」が日常的に行われていることとなります。また、あくまで米国の国内法ではあるものの、これまでの運用に照らせば、米国との何らかの関連を有する限り、米国当局による域外適用の可能性は否定できないという実情があります。こういった事情を踏まえると、日本企業であっても、何らかの不正行為が生じた場合、何らかの米国との関連が認められる限り Wire Fraud に基づく米国当局による調査が行われる可能性があり得ることに留意しておく必要があると思われれます。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『不確実性を増す時代の海外グループガバナンス・海外コンプライアンス～基礎的内容から、地政学リスク・経済安保・人権等の発展的内容まで～』
開催日時 2023年11月15日(水) 14:00～17:00
講師 梅津 英明
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『第5270回金融ファクシミリ新聞社セミナー「インサイダー取引最新事例と規制動向並びに効果的なインサイダー取引防止体制構築—元証券取引等監視委員会調査官が近時裁判例・課徴金事例を交え解説—」』
開催日時 2023年12月7日(木) 13:30～15:30
講師 宮田 俊
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー 『企業におけるChatGPTを含む生成系(ジェネレーティブ)AI活用の法務実務～利用態様を踏まえて基礎から実務上のポイントを詳説～』
開催日時 2023年12月12日(火) 14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

文献情報

- 論文 「不正競争防止法改正と外国公務員贈賄対応コンプライアンスの現状」
掲載誌 月刊監査役 755号
著者 藤津 康彦

NEWS

- 札幌オフィス業務開始のお知らせ
札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2023年10月23日より、正式に業務を開始いたしました。
札幌オフィスには、M&A、事業承継、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士に加え、稲津 康太 弁護士が所属し、他の国内拠点(東京、大阪、名古屋、福岡及び高松)及び海外拠点(北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク)、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・再生可能エネルギー等のインフラ/エネルギー関連・

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与してまいり所存です。